

野田市公告第43号

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の5第1項の規定により野田市森林整備計画をたてたいので、同法第10条の5第9項において準用する同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該野田市森林整備計画の案を縦覧に供する。

なお、野田市森林整備計画の案に意見のある者は、縦覧期間が完了する日までに、野田市長に対し、理由を付した文書を持って、意見書を提出することができる。

令和5年 2月16日

野田市長 鈴木 有

1 縦覧場所

野田市役所 自然経済推進部 みどりと水のまちづくり課

2 縦覧期間

自 令和5年 2月16日

至 令和5年 3月 8日

（閉庁日は除く）

3 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで